

大橋町東部町会車両管理規定

1. 目的

大橋町東部町会が所有する車両の管理について規定し、適正な管理及び貸し出しを行い、町会業務の円滑な遂行と会員の利便性向上、事故防止に努めるものとする。

2. 車両管理者の設置

車両管理者は役員会で選任する。

3. 車両管理者の業務

- (1) 車両貸出予約業務を行う。
- (2) 管理簿と現金出納簿を作成し、車両貸出の管理と現金の管理を行う。
- (3) 管理簿と現金出納簿は3年間保存する。
- (4) 管理者は車検・任意保険の加入等車両に関する管理を行う。
- (5) 管理者は車両の鍵・修理・給油等車両の維持管理を行う。

4. 車両の貸出し

- (1) 車両の貸出しは午前・午後・全日の3通りとする。
- (2) 車両を使用できるものは大橋町東部町会会員とする。
- (3) 車両の貸出しは先着予約制とするが町会関係行事が優先される。

5. 車両使用記録簿

車両には車両使用記録簿を常備し、使用者は使用月日・使用時間・開始距離・終了距離・走行距離・使用料金・班名・使用者名を記入する。

6. 任意保険の加入

任意保険に加入し、事故等の対応に備える。

7. 車両使用規定の制定及び改定

車両使用規定の制定及び改定は、役員会において審議し決定する。

8. 車両使用料

- (1) 車両使用料は、町会関係行事は免除とする。
- (2) 会員については、10km単位とし10kmまでは150円、10kmごとに150円加算する。
なお、車両使用料は、ガソリン価格の変動により役員会において改定することができる。

9. 車両の保管場所

車両の保管場所は、原則大橋町東部公民館とするが、役員会において他の場所を指定することができる。

10. 交通事故や交通違反

交通事故や交通違反の補償や罰金は使用者の自己責任とする。

また事故を起こした場合は、直ちに車両管理者及び町会長へ連絡する。

11. 監査の実施

車両貸出に関する事及びそれに伴う会計について、大橋町東部町会監事による、年1回の監査を実施する。

12. 本規定に、定めのない事項については役員会により決定する。

なお、緊急を要する事項については町会長の判断により決裁し、後日役員会に報告し承認を得る。

付則

この規定は、令和3年7月1日施行する。